

イクちゃんネット広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ひろしまこども夢財団（以下「財団」という。）が公開・管理するホームページ（名称「イクちゃんネット」）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主（イクちゃんネットに広告掲載の許可を受けた者をいう。以下同様）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数等)

第3条 広告を掲載するイクちゃんネットのホームページの位置及び枠数並びに掲載順序は、財団が別に定める。

(広告の内容等)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができない。広告の掲載中に各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 法令に違反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥しようとするもの
- (5) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (7) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (8) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (9) 寄附金の募集に関するもの
- (10) いわゆる健康食品（器具）に関するもので、医薬品（医療機器）的な効能・効果を表現しているもの
- (11) 皇室の写真、紋章その他皇室関係のものを使用したもの
- (12) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (13) 広告掲載申込者が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (14) 広告掲載申込者以外の者の広告となるもの
- (15) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明なもの
- (16) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (17) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- (18) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (19) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (20) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設の所在が不明確なもの
- (21) あたかも財団が推奨しているかのような表現を含むもの又はイクちゃんネットの一部

であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの

- (22) 財団が推進している事業内容に反するもの
- (23) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (24) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (25) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (26) 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの
- (27) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (28) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- (29) その他、掲載する広告として適当でないと財団が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種及び事業者の広告は、掲載しない。広告の掲載中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とする。

- (1) 法令等に違反しているものまたはそのおそれのあるもの
- (2) 社会問題を起こしている事業者
- (3) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- (4) 貸金業法（平成18年法律第115号）に規定する貸金業に該当するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に関する業種又は事業者
- (7) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (8) 賭博やギャンブル（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づく当せん金付証票によるもの及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくスポーツ振興投票券によるものを除く。）に関する業種又は事業者
- (9) たばこに関する業種又は喫煙行為を奨励している事業者
- (10) 酒に関する業種又は飲酒を奨励している事業者
- (11) 公的機関・行政機関から指名停止などの処分、行政指導を受け、その後も改善がなされていないもの
- (12) 広島県の県税を滞納しているもの
- (13) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (14) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (15) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- (16) 医療類似行為を行う事業者
- (17) 占い、運勢判断及びこれに類するもの
- (18) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の事業者
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載等する業種又は事業者として適当でないと財団が認めるもの

(広告の種類)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、財団が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として6ヶ月を1期とし、複数期の掲載申込があった場合は、その掲載期間を複数期とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が財団の休日(財団法人ひろしまこども夢財団職員就業規程第13条)に当たるときは、次の各号とおりとする。

- (1) 広告掲載開始日が休日に当たるときは、その日後において当該日に最も近い休日でない日
- (2) 広告掲載終了日が休日に当たるときは、その日前において当該日に最も近い休日でない日

(広告主の募集)

第7条 広告主の募集は、財団と広告掲載に関する契約を締結した者(以下「広告取扱事業者」という。)が行う。

- 2 広告取扱事業者は、広告主を募集するにあたり、広告主の応募機会の均等化を図るため、公募するものとする。
- 3 前項の公募に際しては、広告取扱事業者と財団が協議のうえ、イクちゃんネット等で告知するものとし、広告掲載を希望する者は、広告取扱事業者に広告の掲載を申し込むものとする。
- 4 前2項の規定は、広告取扱事業者の独自の営業活動を妨げるものではない。
- 5 広告取扱事業者は、掲載を希望する者の広告案及びリンク先をとりまとめ、掲載開始日から起算して20日前までに、財団に承諾を求めなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 財団は、広告取扱事業者から第7条第5項による承諾を求められた場合は、第4条及び第5条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 財団は、第3条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、次の各号に定める順序により、掲載する広告を決定する。
 - (1) 子育てに役立つ情報の提供、講座等の開催を行っている者
 - (2) 子育てに関係のある事業を行っている者
 - (3) 県内に事業所等を有する者
 - (4) その他の者
- 3 前項の規定による順序が同じ広告が複数あるときは、希望する広告の掲載期間の期数がより多いものを優先する。

4 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を決定できないときは、抽選により掲載する広告を決定する。

(広告の作成及び提出)

第9条 広告取扱事業者は、掲載する広告原稿を広告掲載開始日から起算して10日前までに、電子メール若しくはCD-R等の記憶媒体により、財団に提出するものとする。

2 財団は、提出された広告原稿が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告取扱事業者に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料は、広告取扱事業者が定めるものとする。

2 広告主は、広告取扱事業者が定める手続きに従い、広告取扱事業者に広告掲載料を支払うものとする。

(広告掲載の方法)

第11条 財団は、第10条の規定により提出され、承認を受けた広告を、原則として広告掲載開始日の午前9時から午後0時までの間に掲載するものとする。

2 財団は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に取り除くものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容等が第4条又は第5条の規定に反していると判断したとき。

(2) その他、広告の掲載を継続することが適切でないときと財団が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合、財団は広告取扱事業者を通じて、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合、財団は広告取扱事業者が財団に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

4 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合、財団は広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げ場合は、書面により広告取扱事業者を通じて財団に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合は、財団は広告取扱事業者が財団に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(広告不掲載時の取扱い)

第14条 財団は、1日を超えてイクちゃんネットの運営を停止した場合は、広告を掲載しなかった日数に応じて、広告取扱事業者が納入すべき契約金額を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する理由により、イクちゃんネットの運営を一時停止した場合は、契約金額の減額は行わないものとする。

(1) 機器等の保守点検又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他非常事態が発生した場合

(広告内容等の変更)

第15条 広告主は、当該広告の内容を原則として1ヶ月単位で変更することができるものと

する。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、広告取扱事業者を通じてあらかじめ財団と協議するとともに、第9条第1項及び第2項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第16条 広告取扱事業者は、広告主がリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して10日前までに財団に届け出るものとする。

2 財団は、前項の届け出があった場合は、速やかに第4条及び第5条の規定に基づき審査し、リンク先の変更の可否を決定する。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団の判断に従うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益財団法人ひろしまこども夢財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。